

職業安定分科会(第192回)	参考資料 3
令和5年3月17日	

職業安定分科会雇用保険部会(第180回)	資料1-1
令和5年3月14日	

求職者支援制度について

第179回雇用保険部会における求職者支援制度に関するご意見

- コロナ禍を契機とする特例措置は、訓練の裾野を広げる可能性があり、成長分野等への円滑な労働移動に資する可能性もあると理解。
コロナ特例としては一旦廃止するとしても、訓練対象者の就職やスキルアップ等につながっているかという観点から検証を行い、実効性の高いものについては、延長や見直しを検討してはどうかと考える。
求職者支援制度については、主な対象者が雇用保険被保険者以外であることを踏まえると、その財源の在り方について検討していくべき。
- 求職者支援制度についても、1月の雇用保険部会報告において、「利用者が大幅に増加しない要因について不断に調査・検証する」ことや、「効果検証を行うべき」と記載されている。また、「制度利用のボトルネックや制度趣旨に沿った効果を上げているかを含めて、令和4年度に効果検証を行い、その結果を踏まえて必要な見直しを検討すべき」とされたと認識している。
今回、データも幾つか示されたが、今後の見直しの方向性を検討するには、データがまだ不十分だと考える。
本来であれば、「支援を必要とする人に支援が届いているのか」「制度利用者が、訓練を受けることで、よりよい条件の職場への再就職や、職場定着につながっているのか」といった視点での制度自体の効果検証が非常に重要だと考えており、そのうえで、特例措置の議論をすべきと考える。
少なくとも「支援を必要とする人に支援が届いているのか」という視点は、給付金の受給要件、訓練対象者に関する議論に直結するものだと考えており、そういった点も含めて、今後の制度の在り方を議論することが重要と考える。今後の議論に資するデータの提供をお願いしたい。
また、雇用保険受給資格のない方を対象としている制度であるため、労働者側からは、従前より、全額一般会計で措置すべき、と発言しているが、財源の在り方についても検討すべきと考える。

令和3年度 雇用保険部会報告書（抄）

3 求職者支援制度について

- 求職者支援制度は、コロナ禍で非正規雇用労働者の離職やシフト減等の雇用への影響が深刻化する中で、より必要性が高まっている。令和3年度において、職業訓練受講給付金の本人収入要件、世帯収入要件、出席要件の緩和や、訓練対象者の拡大、訓練基準の緩和といった特例措置を講じるとともに、年間の受講者数目標5万人を掲げて、制度周知や受講勧奨の強化等を図ってきた。
- こうした特例措置は、コロナ禍からの経済の回復の途上にあることや、上記要件緩和により、必要な方が受講できる環境整備に取り組んでいる途上であることを踏まえ、令和4年度末まで延長すべきである。
- さらに、雇用保険受給者が求職者支援訓練を受ける場合、現行制度上は公共職業安定所長による受講指示の対象とはならず、結果として訓練延長給付や技能習得手当の対象ともされていない。こうした現状について、雇用保険受給者の訓練受講選択肢の拡大や、これによる早期かつ安定的な再就職を促す観点から、求職者支援訓練についても上記の受講指示の対象とすべきである。
- その上で、職業訓練受講給付金の水準等の制度の枠組みは維持しつつ、当面、まずはこれまで以上に多様な周知媒体を活用する等により、制度利用の周知を図りつつ、利用者が大幅に増加しない要因について 調査・検証するとともに、就職率や職場定着といった効果検証を行うべきである。

《1～3 共通事項》

- 上記1～3に述べた各給付については、制度利用のボトルネックや制度趣旨に沿った効果を上げているかを含めて、令和4年度に効果検証を行い、その結果を踏まえて必要な見直しを検討すべきである。

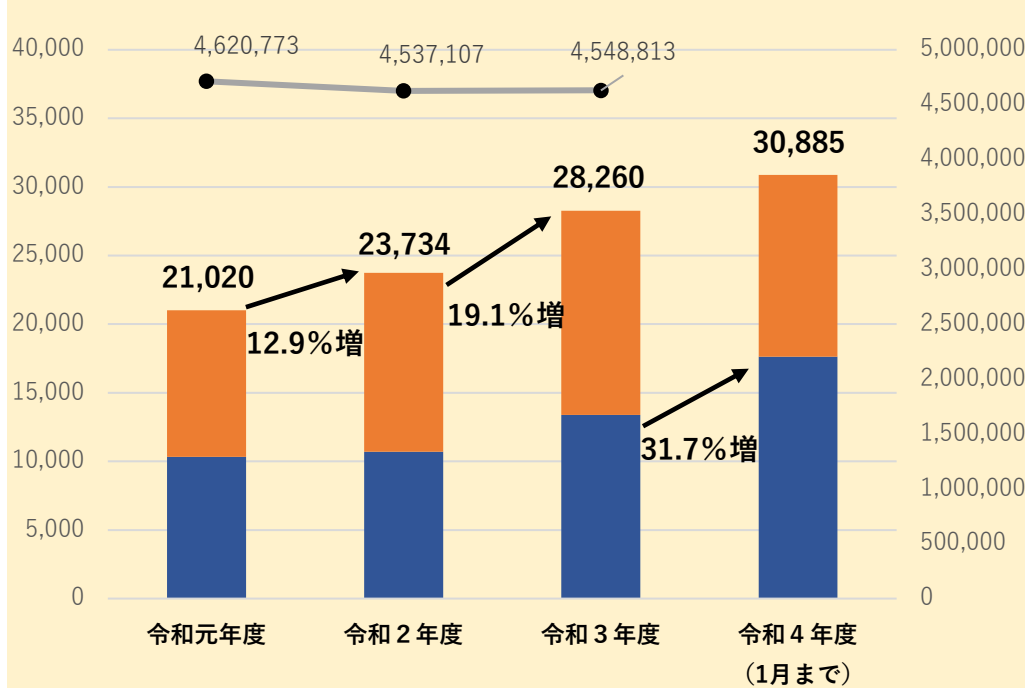
この点に関連して、使用者代表委員からは、給付面の対応については財源確保と同時に検討されるべき旨の意見があった。また、労働者代表委員からは、不断に制度の見直しと充実を図っていくことが重要との意見があった。

求職者支援制度利用者の状況

1 求職者支援制度の利用状況について

- 令和元年度～令和4年度における求職者支援訓練受講者数と新規求職申込件数の推移をみると、**新規求職申込件数は横ばいであるのに対し、訓練受講者数は一貫して増加している。**
- 職業訓練受講給付金の受給者数も一貫して増加、訓練受講者の給付金受給割合も上昇している。

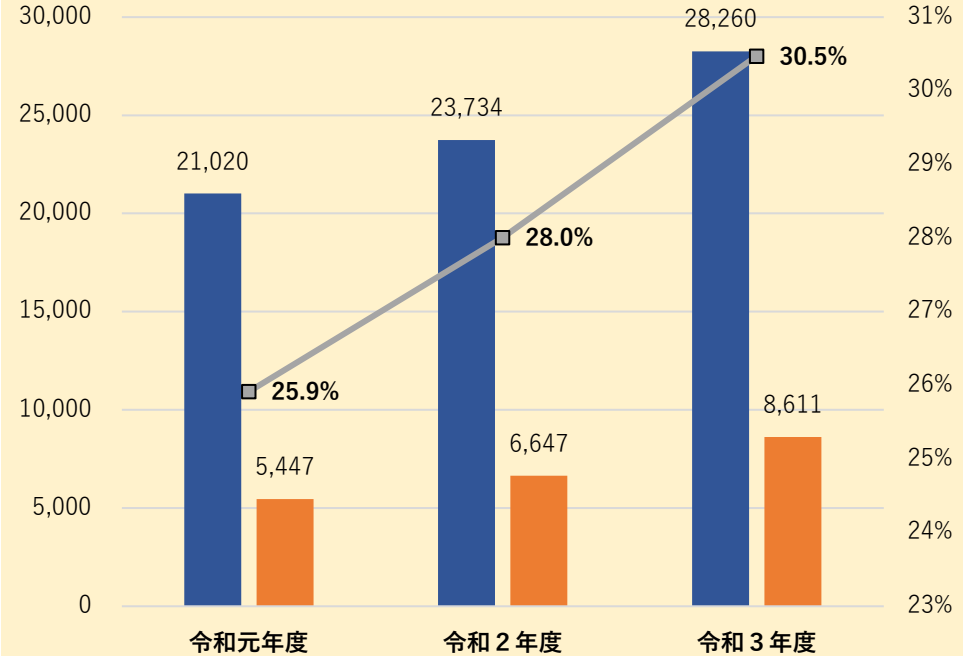
新規求職申込件数と新規受講者数の推移



■ 受講者数 (4～9月) ■ 受講者数 (10～3月) ● 新規求職申込件数

(令和4年度は令和4年10月～令和5年1月)

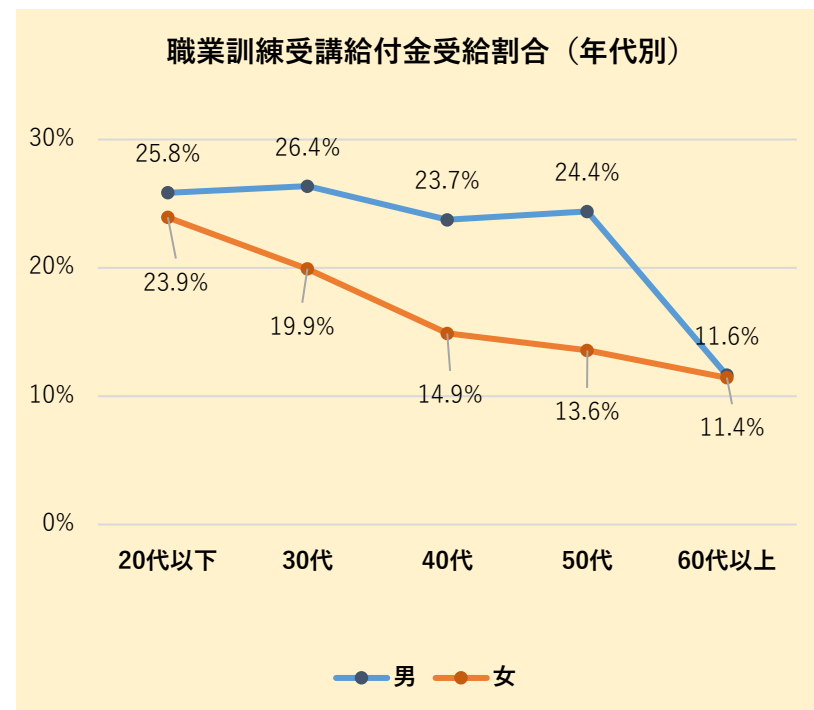
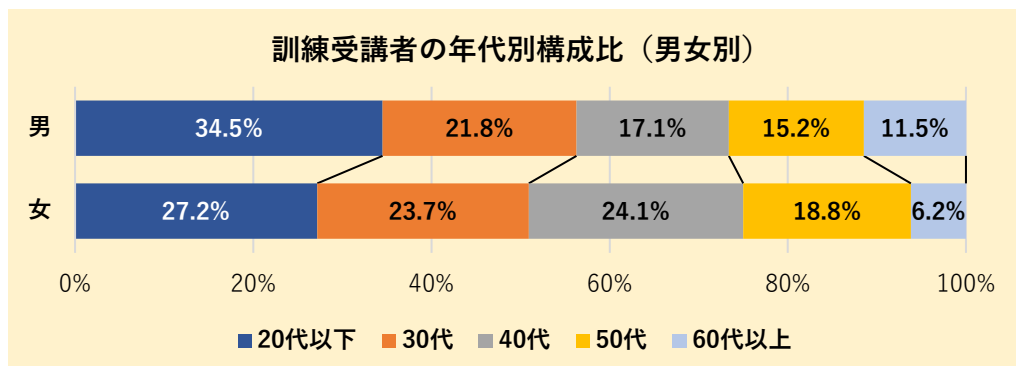
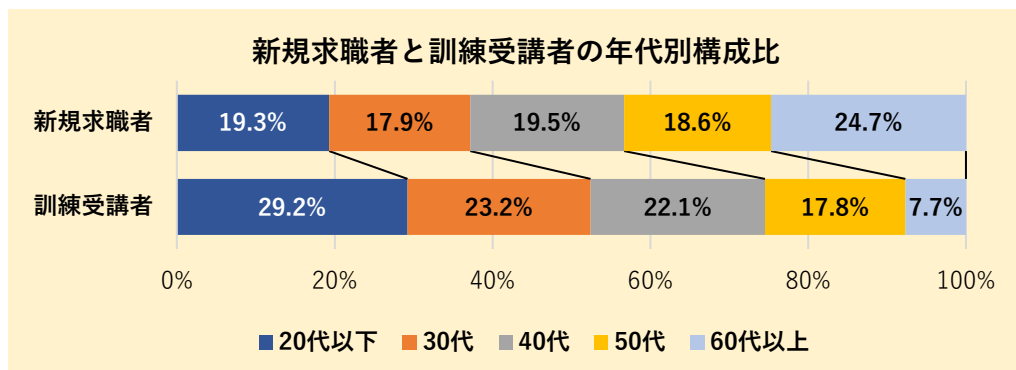
給付金受給者数と受給割合の推移



■ 新規受講者数 ■ うち給付金受給者数 □ 給付金受給割合 (受給者数/受講者数)

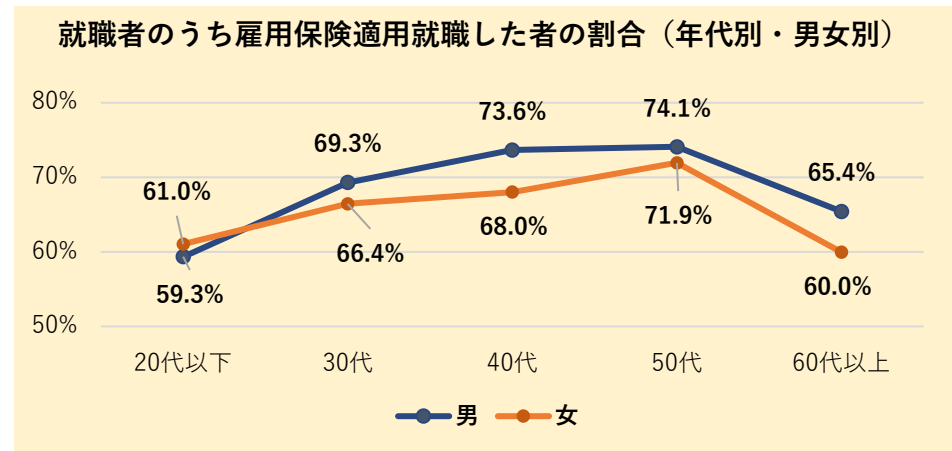
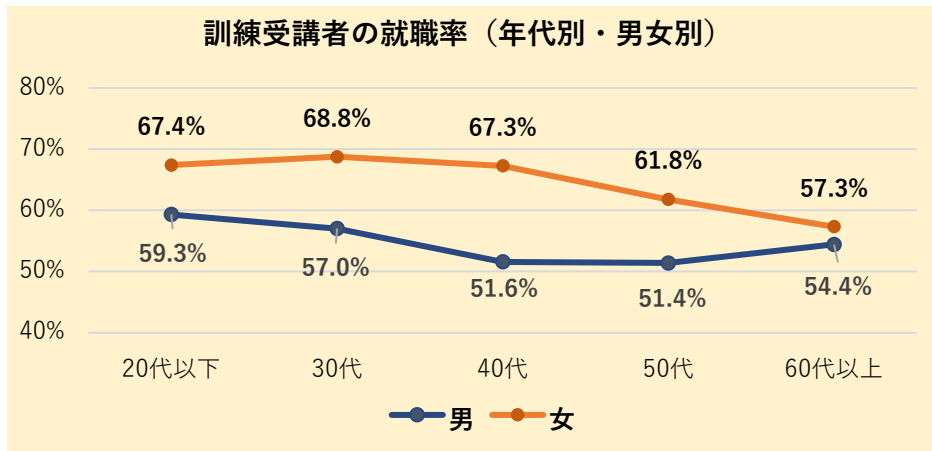
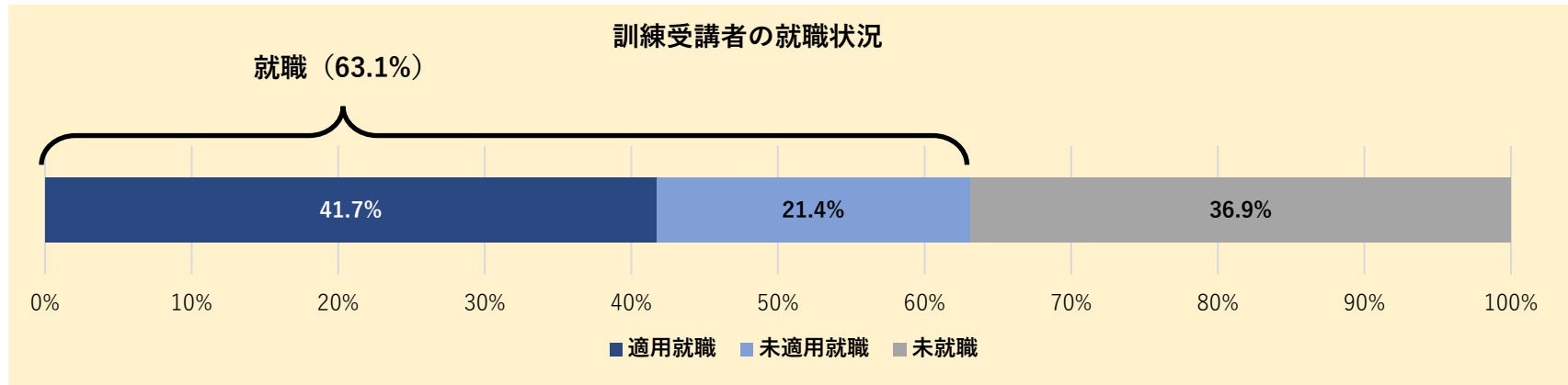
2 求職者支援制度利用者の属性等について

- 求職者支援訓練の受講者とハローワークにおける新規求職者を比較すると、30代以下について、新規求職者が4割弱に対し、訓練受講者は5割強と、訓練受講者は年代が若いほど割合が高くなっており、**職業経験が少ない若年層が訓練を積極的に受講している**と考えられる。
- 一方、男女別にみると、女性は男性より30～50代の受講割合が高くなっており、**出産・育児等を機に一旦労働市場から退出した女性が再就職を目指す際に訓練を受講している**ケースが一定程度あるものと考えられる。なお、これら30～50代の女性について職業訓練受講給付金の受給割合をみると、男性より受給割合が低い。



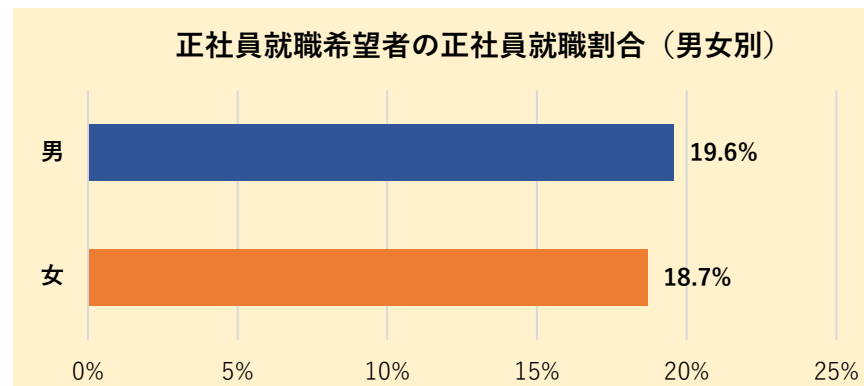
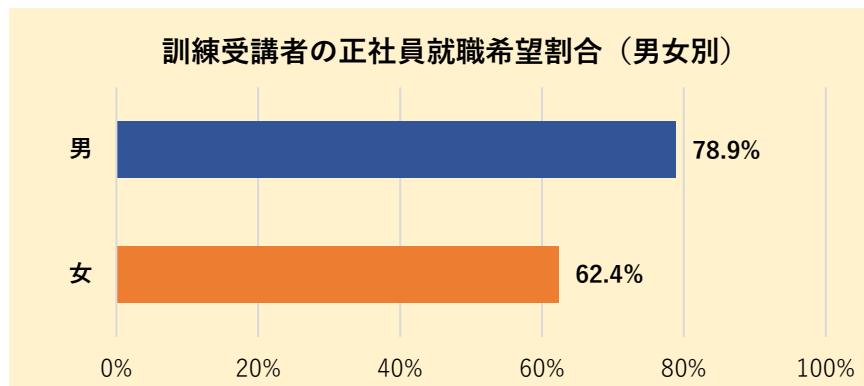
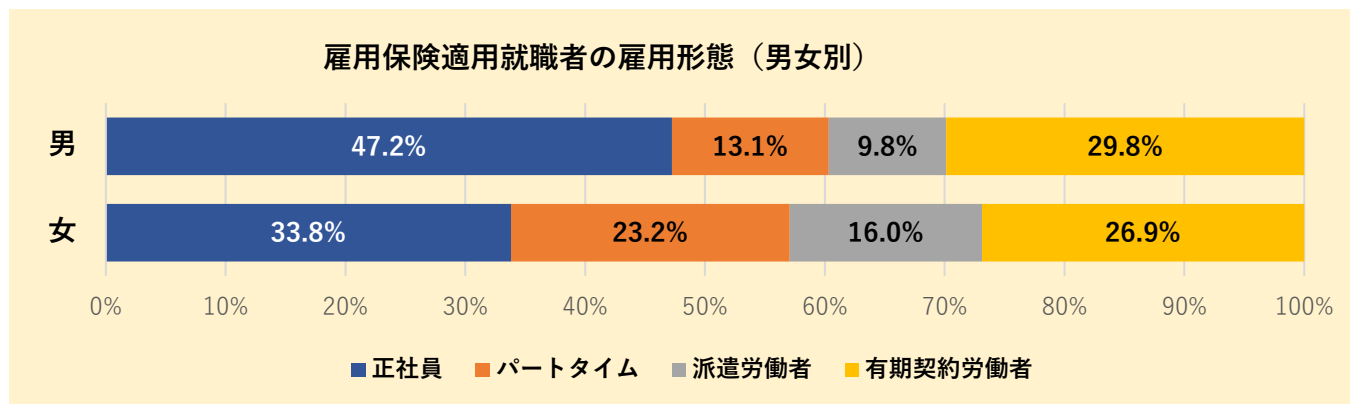
3 求職者支援訓練受講者の就職状況について ①

- 訓練終了後3か月以内の就職状況を見ると、**就職率は63.1%**となっており、**就職者のうち雇用保険適用就職した者の割合は66.1%**となっている。
- 男女別に就職率をみると、どの年代においても**女性の方が就職率が高い**が、就職者のうち**雇用保険適用就職した者の割合を男女別にみると、その割合は概ね男性のほうが高い**。



3 求職者支援訓練受講者の就職状況について ②

- 訓練受講後に就職した者（※）の雇用形態をみると、**正社員として就職した者が最も多く**、男女別にみると男性の方がその割合が高い。（※）訓練終了後3か月以内に就職した者。雇用保険適用就職者のみ。
 - 訓練受講者の正社員希望割合をみると、**男性は8割弱、女性は6割強が正社員の就職を希望**。
 - **正社員就職希望者が正社員として就職した割合は、男性が19.6%、女性が18.7%。**
- （参考）ハローワーク求職者（雇用保険受給資格者を含む）についてみると、正社員就職希望者が正社員として就職した者の割合は22.5%（令和3年度）。

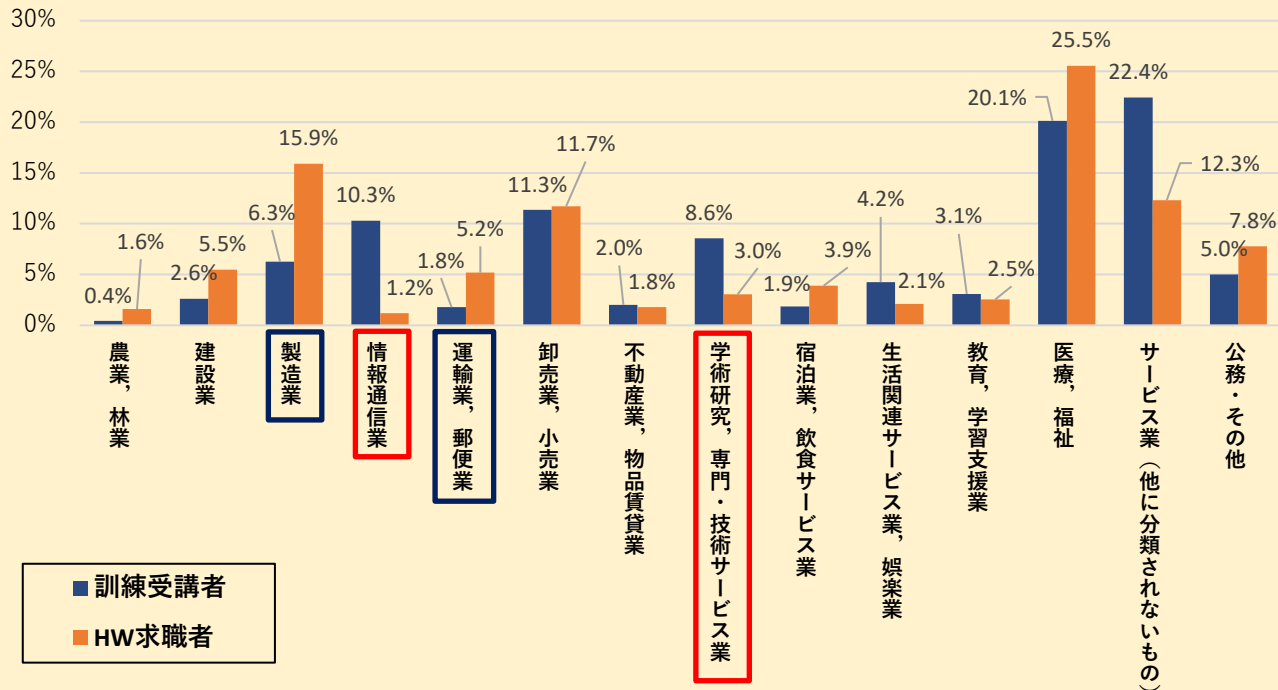


3 求職者支援訓練受講者の就職状況について ③

- 訓練受講者の就職先の産業とハローワーク求職者の就職先産業を比較すると、特に「**情報通信業**」「**学術研究、専門・技術サービス業**」等の比較的賃金の高い産業において訓練受講者の就職割合が高く、「**製造業**」「**運輸・郵便業**」等において訓練受講者の就職割合は低い。

(注) 訓練終了後3か月以内に就職した者。雇用保険適用就職者のみ。

訓練受講者とハローワーク求職者の就職先産業割合の比較



(注) 雇用保険や職業紹介に係る行政記録情報を連結できた受講生のデータを用いて分析を行ったもの。データはすべて令和3年度。

(参考) 産業別平均賃金

(千円)

建設業	製造業	情報通信業	運輸・郵便業	卸売・小売業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業・飲食サービス業	医療・福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計
363.0	330.4	406.2	325.4	327.7	415.0	275.3	312.3	289.0	334.8

(出所) 令和3年度賃金構造基本統計調査

求職者支援制度の今後の在り方について

職業訓練受講給付金の主な要件及び特例措置の概要

○ 職業訓練受講給付金の主な要件

- 本人収入要件：月8万円以下
- 世帯収入要件：月25万円以下
- 訓練の出席要件：全ての訓練実施日の訓練を受講していること（やむを得ない理由により欠席がある場合は8割以上出席すること）
- 訓練対象者要件：離転職を前提に訓練を受講し、再就職を目指す雇用保険を受給できない者等
- 世帯全体の金融資産等要件：300万円以下、現住所以外に土地・建物を所有していないこと

○ コロナ禍で講じている特例措置（令和5年3月末までの時限措置）

給付金の 本人収入要件	<u>月8万円以下</u> → <u>シフト制で働く方などは月12万円以下</u> ※ シフト制で働く方などが働きながら訓練を受講しやすくする
給付金の 世帯収入要件	<u>月25万円以下</u> → <u>月40万円以下</u> ※ 配偶者や親と同居している非正規雇用労働者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくする
給付金の 出席要件	<u>病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席を訓練実施日の2割まで認める</u> → <u>理由によらず欠席を訓練実施日の2割まで認める</u> ※ 子供のぐずりなどの証明できない理由で訓練を欠席せざるを得ない育児中の女性などが、訓練を受講しやすくする ※ 病気や仕事などのやむを得ない理由の欠席は給付金を減額せずに支給し、それ以外の欠席は給付金を日割りで減額
訓練対象者	<u>再就職や転職を目指す者</u> → <u>転職せずに働きながらスキルアップを目指す者を加える</u> ※ 働きながら訓練を受講して正社員転換などを目指す非正規雇用労働者の方などの訓練受講を推進する
訓練基準	訓練期間： <u>2か月から6か月</u> → <u>2週間から6か月</u> 訓練時間： <u>月100時間以上</u> → <u>月60時間以上</u> ※ 働きながら受講しやすく短い期間、時間の訓練コースを設定する。併せてオンライン訓練の設定を促進する

※ 給付金の本人収入要件と訓練基準の特例措置は令和3年2月25日より適用。その他の特例措置は令和3年12月21日より適用

職業訓練受講給付金の支給要件（本人収入要件）

本人収入要件：月8万円以下

【本人収入要件の考え方】

- 本人収入要件は、訓練期間中に一定の収入があれば、給付金を支給して支援する必要性は低いと考えられるため設けられているもの。
- 要件の金額は、1人当たりの標準生計費を勘案しつつ、雇用保険の被保険者とならない週20時間未満で働く場合の収入水準をもとに設定している。

◆ 特例措置の実施 本人収入要件の緩和：シフト制で働く方などは月12万円以下

【特例措置の趣旨】

コロナ禍においてシフト制やフリーランスなどで働く月の収入が変動する者が、働きながら訓練を受講しやすくするため要件を緩和

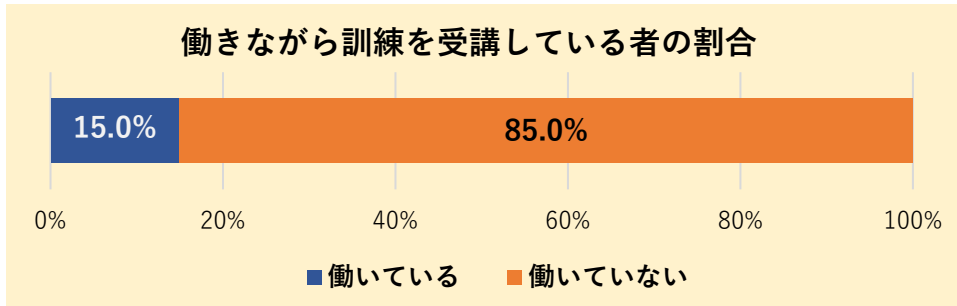
◆ 利用状況等

- 本人収入要件の特例措置の利用割合（※）は、1.4%にとどまっている。
（※）支給件数のうち特例措置が適用された件数の割合。期間は令和4年1～12月（特例措置の利用に関する期間は次頁以降も同様）。
- 訓練受講者に対する調査によると、働きながら訓練を受講している者は15%（次頁図1）で、そのうち就労による1か月の収入が9万円以上の者は5.7%（次頁図2）。
- 特例措置導入後、緊急事態宣言が令和3年9月、まん延防止等重点措置が令和4年3月に終了するなど、経済社会活動への制限が緩和される中、雇用情勢は持ち直し、人手不足感も高まっている（次頁図3、4）。

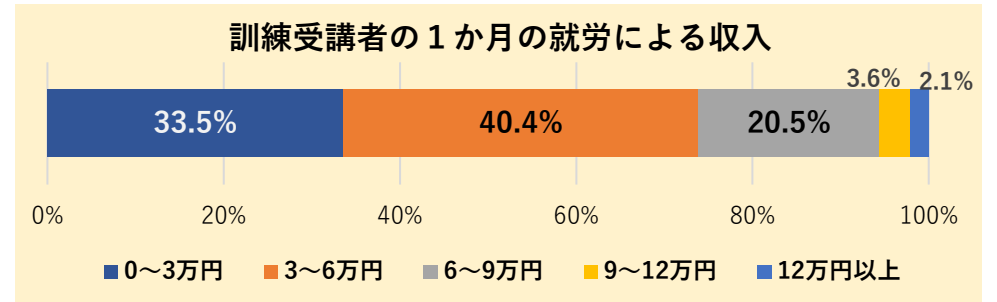
➡ 特例措置の適用状況や雇用情勢の持ち直しの動きを踏まえ、「本人収入要件」の特例措置については、令和4年度末で終了することとしてはどうか。

参考資料

【図1】



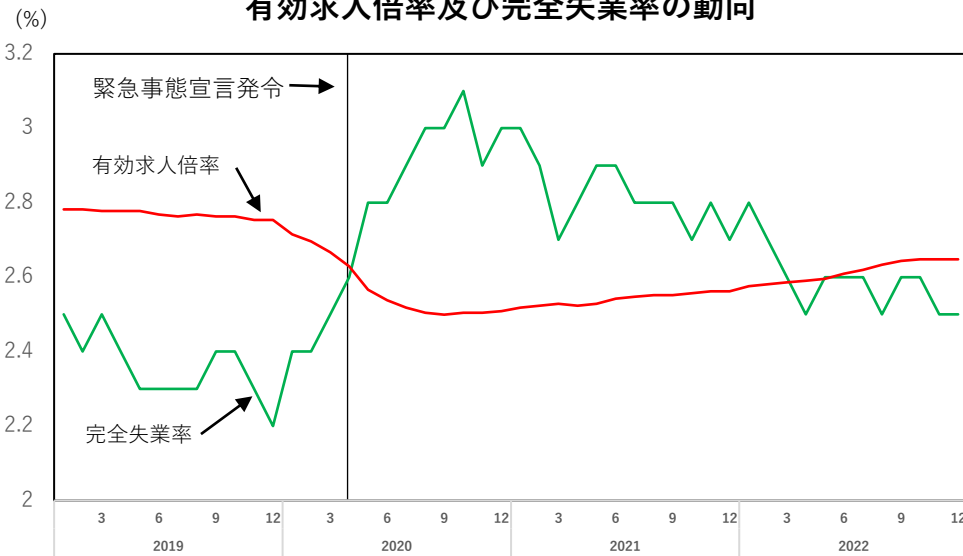
【図2】



(出所) 訓練受講者に対するアンケート

【図3】

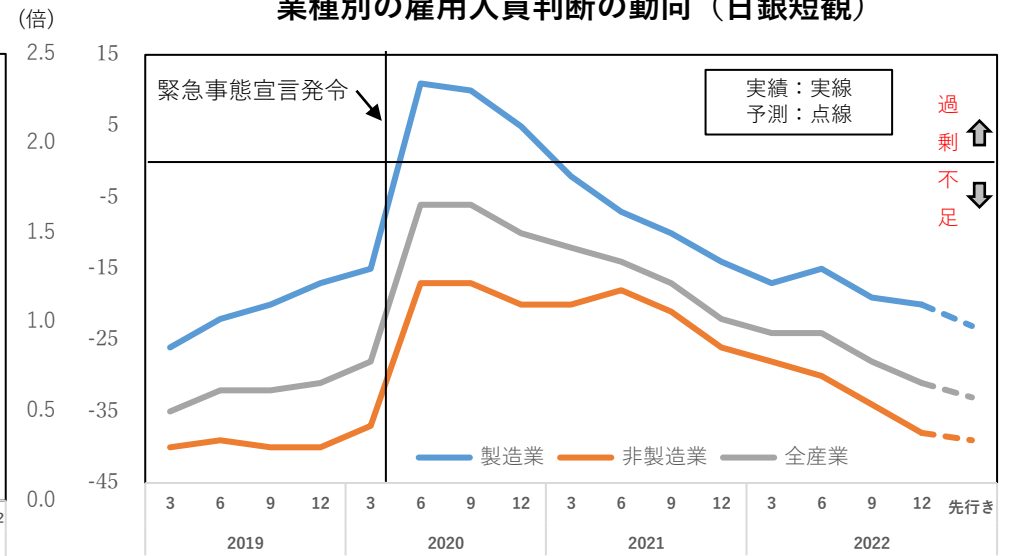
有効求人倍率及び完全失業率の動向



(出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成

【図4】

業種別の雇用人員判断の動向 (日銀短観)



(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成

職業訓練受講給付金の支給要件（世帯収入要件）

世帯収入要件：月25万円以下

【世帯収入要件の考え方】

- 世帯収入要件は、世帯で一定の収入があれば当該受講者の生活を支援する給付を支給する必要性は低いと考えられるため設けられているもの。
- 要件の金額は、複数人員世帯の標準生計費（※）を勘案して設定している。

（※）標準的な生活モデルを設定し、その生活に要する費用を算定したもの。人事院において家計調査等に基づき算出。

◆ 特例措置の実施 世帯収入要件の緩和：**月40万円以下**

【特例措置の趣旨】

親や配偶者と同居している非正規雇用労働者等が、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくするため要件を緩和


◆ 利用状況等

- 世帯収入要件の特例措置の利用状況は9.5%。利用状況を男女の年代別にみると、どの年代においても女性の利用割合が高い（次頁図1）。
- 特例措置の導入前後で受講者数を比較すると、どの年代においても女性の受講者数が増加（※）しており、世帯収入要件の緩和などにより訓練の受講促進に一定程度寄与していると考えられる。

（※）女性の就業率が低下しやすい30代での増加が顕著（令和4年の受講者数は令和3年同期比で約49%増）（次頁図2）

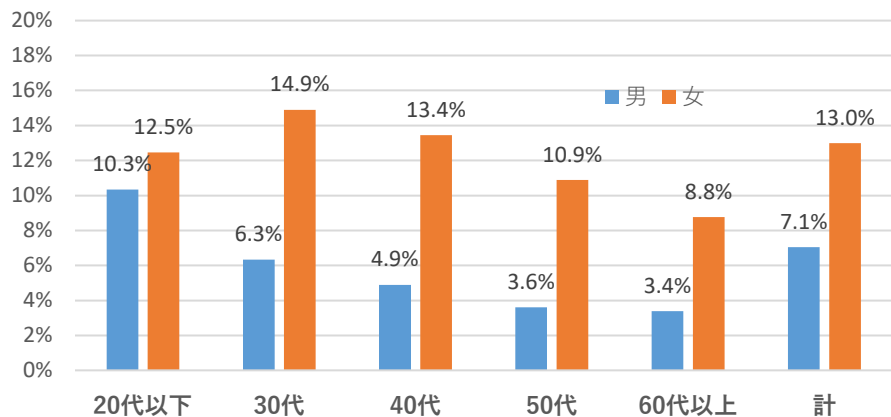
- 上記の特例措置実施の効果からも、本制度を必要とする者の訓練受講促進を図る上では世帯収入要件の見直しが必要と考えられる。
- 要件の見直しにあたっては、制度創設から一定期間が経過していることを踏まえ、世帯収入や負担の状況を考慮する必要があるが、本要件の算出に用いている「標準生計費」には、税金や社会保障費等の非消費支出は含まれていない。一方、これらの非消費支出は本制度創設時（平成23年度）から年々増加（※）し、直近では月収25万円～30万円の世帯について平均で月7万円程度の負担となっており、制度創設時と比べて本要件が想定する世帯の生活負担の状況は変化していることから、負担の実態を踏まえた見直しが必要。

（※）月収25万円以上30万円未満の世帯（2人以上・勤労者）では平成23年から令和4年にかけて29.4%増加（次頁図3）。

 世帯収入要件について、家庭の支出の実態を踏まえ、**現行の要件「月25万円以下」を「月30万円以下」に引き上げる**こととしてはどうか。

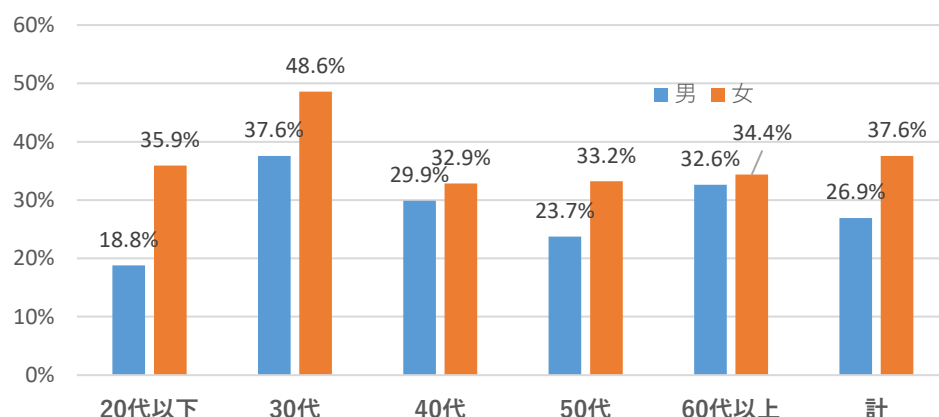
参考資料

【図1：給付金受給者に占める世帯収入要件特例適用者の割合】



(注) R4.1月～R5.1月までの支給確定者

【図2：求職者支援訓練受講者数の伸び率】



(注) R3.1月～12月までの訓練開始者に対する、R4同期間の訓練開始者数の比率

【参考】

○ 標準生計費（5人世帯）

食料費	72,430円
住居関係費	31,240円
被服・履物費	10,740円
雑費Ⅰ	86,030円
雑費Ⅱ	29,950円
計	230,390円

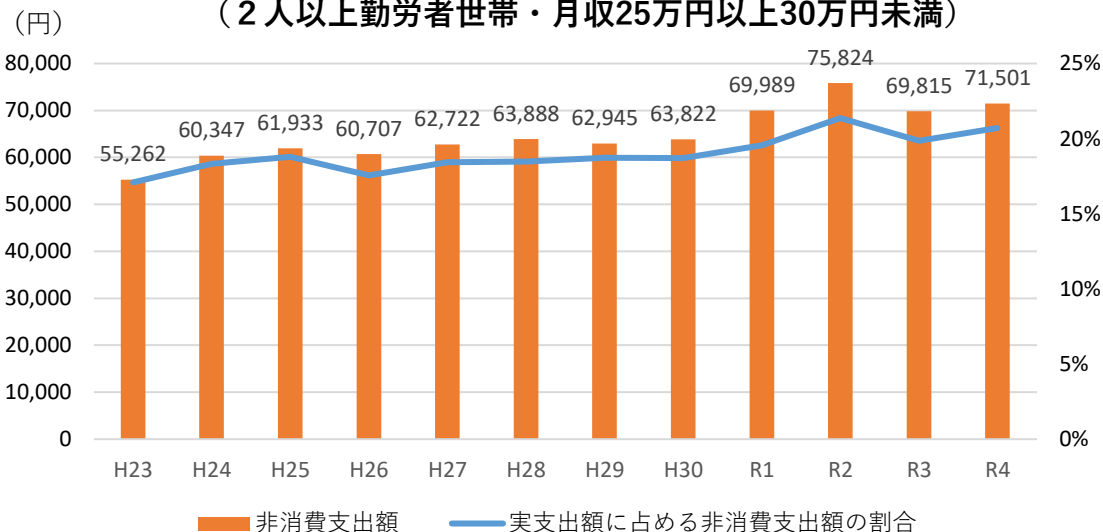
(出所) 2022年人事院勧告参考資料

【費目の内訳】

食料費：食料
 住居関係費：住居、光熱・水道、家具・家事用品
 被服・履物費：被服及び履物
 雑費Ⅰ：保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
 雑費Ⅱ：その他の消費支出
 (諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

【図3】

非消費支出額の推移
 (2人以上勤労者世帯・月収25万円以上30万円未満)



(出所) 家計調査(総務省)

職業訓練受講給付金の支給要件（出席要件）①

訓練の出席要件：全ての訓練実施日の訓練を受講していること
(やむを得ない理由により欠席がある場合は8割以上出席すること)

【訓練の出席要件の考え方】

- 出席要件について、訓練はその期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるもので、これを全て受講することが就職に結びつくものであることから、全ての訓練実施日に出席することが前提とされ、設けられているもの。

◆ 特例措置の実施 出席要件の緩和：仕事で訓練を欠席せざるを得ない日を、病気などと同様のやむを得ない欠席とし、訓練実施日の2割まで認める。

【特例措置の趣旨】

仕事で訓練を休む日を、病気などと同様のやむを得ない欠席とし、仕事と訓練を両立させる。

◆ 利用状況等

- 仕事を理由とした欠席の特例措置の利用状況は0.2%にとどまっている。前述のとおり、働きながら訓練を受講している者が15%程度であることや特例措置の利用状況からも、仕事を理由に訓練を欠席するケースは多くない。



特例措置の適用状況を踏まえ、「出席要件（仕事のための欠席）」の特例措置については、令和4年度末で終了することとしてはどうか。

職業訓練受講給付金の支給要件（出席要件）②

◆ 特例措置の実施 出席要件の緩和：やむを得ない理由以外の欠席を訓練実施日の2割まで認め、欠席日の給付金を日割りで減額する。

【特例措置の趣旨】

やむを得ない理由なく1日でも欠席、遅刻、早退すると給付金を受給できない要件を緩和し、利用を促進する。子供のぐずりなどの証明できない理由で訓練を欠席せざるを得ない育児中の者などが、訓練を受講しやすくする。

◆ 利用状況等

【求職者支援訓練（基礎コース）の受講者について】

- 求職者支援訓練のうち「基礎コース」は、就労経験の少ない者等の就職促進に有効である。
- 基礎コースの受講がふさわしいと考えられる者の受講実態について、こうした者が訓練受講につながらなかった理由をハローワーク職員等へ調査すると、最も多い理由に「遅刻、欠席をせずに毎日訓練に通い続ける自信がない」と回答した割合は約3割（次頁図1）であり、訓練の受講継続に不安があり、受講を躊躇する実態が見られる。

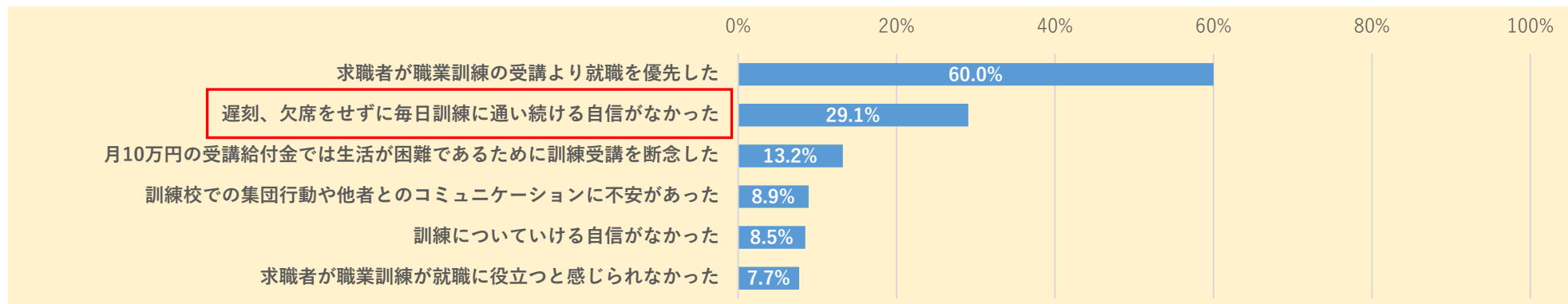
【育児・介護中の者について】

- 「育児・介護中の者」の訓練受講状況（令和3年度）をみると、受講者のうち「育児・介護中の者」が占める割合は10.8%であり、ハローワークの求職者に占める「育児・介護中の者」の割合（16.6%）より低くなっている（次頁表1）。
- 「育児・介護中の者」の訓練受講が低調な理由についてハローワーク職員等への調査によると、最も多い理由に「突発的な事情で訓練を休まざるを得ないことが想定され、訓練についていけなくなる、給付金がもらえなくなるといった不安がある」と回答した割合は約2割であり、「育児・介護中の者」には訓練の受講継続に不安を抱え、受講を躊躇する実態がある（次頁図2）。
- また、給付金の受給状況についてみると、「育児・介護中の者」については給付金を受給できる者が訓練を受講する傾向が強いものの、実際に受給した回数を見ると、「育児・介護中の者」の平均受給回数はそれ以外の者の平均受給回数を下回っていることから、給付金を受けづらい状況がある。なお、「育児・介護中の者」の就職率は、それ以外の者の就職率を上回っている（次頁表2）。
- やむを得ない理由以外の欠席の特例措置の利用状況は26.1%。受講者への調査によると、本特例措置は、育児・介護中の者の7.4%、育児・介護中以外の者では4.4%が利用しており、育児・介護中の者の利用が多い。

➡ **訓練受講に配慮が必要な者**（就労経験が少ない者や育児・介護中の者など）の受講促進の観点から、「特例措置（やむを得ない理由以外の欠席）」（※）について、「求職者支援訓練（基礎コース）の受講者」及び「育児・介護中の者」に限った上で恒久化することとしてはどうか。（※）欠席日について日割りで減額

参考資料

【図1】 就労経験の少ない者が訓練受講につながらなかった理由について、最も多いと回答した割合



【求職者支援訓練（基礎コース）の概要】

- ・ 社会人としての基礎的能力及びこれに関する知識を付与するための訓練。基礎コースでは1か月間の「職業能力開発講習」（カリキュラムは右表）を行う。

ビジネステクニック	ビジネスマナー、健康管理方法、PC操作等
ビジネスヒューマン	職場でのコミュニケーション能力等
就職活動計画	求人情報の収集、応募書類、面接方法等
職業生活設計	自己の価値観等から今後の職業生活を考える

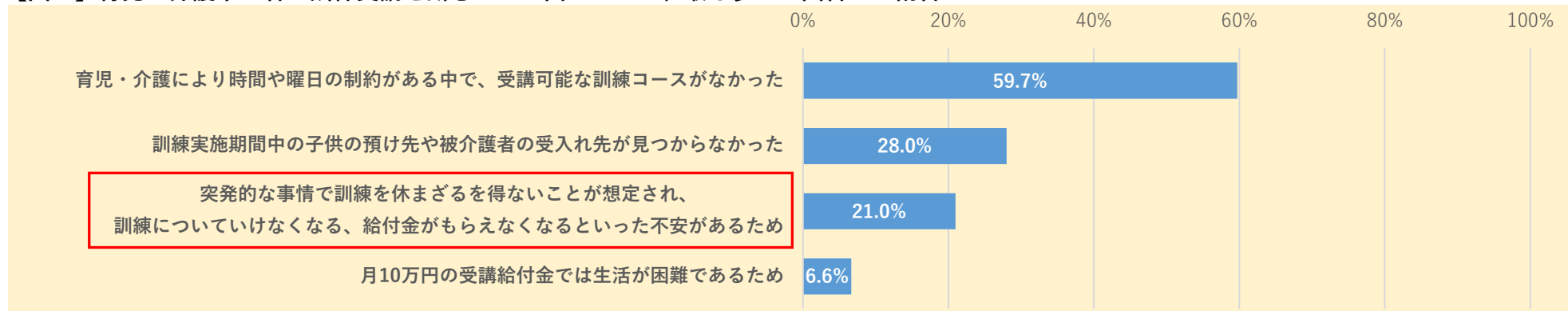
【表1】 育児・介護中の者の割合

ハローワーク求職者に占める割合	16.6%
訓練受講者に占める割合	10.8%

【表2】 受講給付金の受給状況及び就職率

	受講給付金受給者割合	受講給付金平均受給回数	就職率
育児・介護中の者	23.8%	2.5回	67.7%
育児・介護中の者以外の者	19.1%	2.8回	62.6%

【図2】 育児・介護中の者が訓練受講を断念した理由について、最も多いと回答した割合



(注) 図1、2はハローワーク職員等へのアンケートにより作成。グラフの数値は各回答項目について「最も多い」と回答した者の割合をそれぞれ記載。

職業訓練受講給付金の支給要件（世帯全体の金融資産等要件）

世帯全体の金融資産等要件：300万円以下、現住所以外に土地・建物を所有していないこと

【世帯全体の金融資産等要件の考え方】

- 金融資産要件は、世帯で一定の資産があれば、これを活用することができ、その生活を支援する必要性は低いと考えられるため設けられているもの。
- また、生活を支援するための給付を支給するに際しては、本人の自助努力も一定程度求められることから、土地及び建物についても一定の要件が設けられているもの。他方、土地、建物については定期的な収入や、預貯金等と異なり、必ずしも当座の生活に充てることを予定するものではないことから、現に居住している土地及び建物以外に限定している。

◆ 利用状況等

- 本要件を理由に訓練が受講しづらいといった要望等はなく、コロナ禍における特例措置の検討においても本要件の緩和による受講促進効果は高くないと考えられ、特例措置は実施していない。

訓練対象者の要件

訓練対象者要件：離転職を前提に訓練を受講し、再就職を目指す雇用保険を受給できない者等

【訓練対象者要件の考え方】

- 求職者支援制度は、特定求職者に対して、職業能力を付与する訓練を実施し、最終的に就職へとつなげるものであり、雇用保険の受給終了者や、受給要件を満たさなかった者、適用がなかった者等の求職者が対象となる。

◆ 特例措置の実施 訓練対象者の拡大：離転職せずに働きながらスキルアップに取り組もうとする者を追加

【特例措置の趣旨】

転職せずに働きながらスキルアップに取り組もうとする者を加え、ステップアップを目指す非正規雇用労働者等の主体的な能力開発の取組みを支援する。

◆ 利用状況等

- 訓練対象者の拡大の特例措置の利用状況は、32件。
- 前述のとおり、働きながら訓練を受講している者は15%程度であり、働きながら訓練受講を希望する者は多くない。
- 他方で、労働者に対する能力開発に関する調査によると、正社員以外の者も、自身のスキルアップに関する高いニーズがあるが、正社員と比較すると、実際に能力開発を行った割合は低いのが現状。
 - ・ 正社員以外の者の9割弱は「向上させたい能力・スキルがある」と回答しており、その割合は年々増加（次頁表1）。
 - ・ 正社員以外の者が向上させたい能力・スキルの内容を正社員と比較すると、「ITを使いこなす一般的な知識・能力（OA操作等）」や「職種に特有の実践的スキル」など、職業訓練によって養成可能な実務に必要なスキルの割合が高い（次頁図1）。
 - ・ 実際に「自己啓発を行った」と回答した者の割合は、正社員が44.6%であるのに対し、正社員以外の者は20.4%にとどまっている（次頁図2）。
 - ・ 「自己啓発を行った」と回答した者のうち、費用の補助を受けた者は、正社員が42.9%であるのに対し、正社員以外の者は21.3%となっている（次頁図3）。



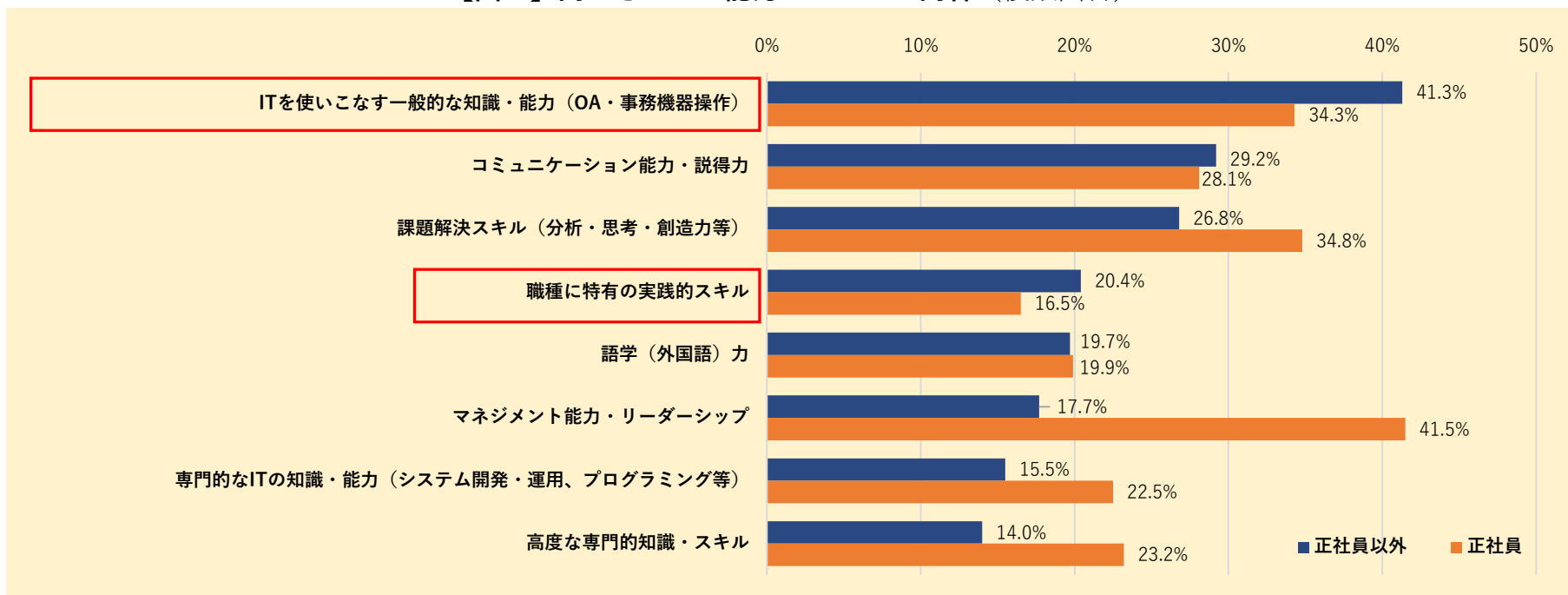
職業能力の向上を希望する非正規雇用労働者等の主体的なスキルアップを促進し、成長分野を支える人材を確保していく観点から、働きながらスキルアップを目指す者を訓練対象者に追加することとしてはどうか。

参考資料

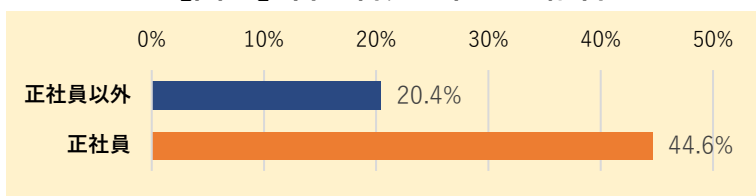
【表1】向上させたい能力・スキルがあると回答した割合

	R1	R2	R3
正社員以外	82.8%	86.5%	88.0%
正社員	93.3%	94.9%	96.1%

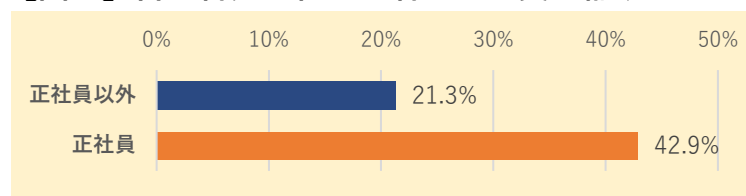
【図1】向上させたい能力・スキルの内容（複数回答）



【図2】自己啓発を行った割合



【図3】自己啓発を行った者のうち費用補助ありの者



職業訓練受講給付金の給付内容

職業訓練受講給付金は、訓練期間中の生活を支援し、訓練の受講を容易にするためのもので、職業訓練受講手当、通所手当、寄宿手当からなる。

① 職業訓練受講手当：月10万円

- 職業訓練受講手当は、訓練受講中の生活を支援し、訓練を受けることを容易にするためのもので、金額は一人当たりの標準生計費の水準等を勘案して設定している。生活支援にどの程度の金額が必要であるかは、世帯のニーズは様々に異なり、個々に対応することは限界があることから、一律とし、希望に応じた低金利の貸付制度によって、個別に対応する仕組みとしている。
- 訓練受講者に対する調査によると、訓練を受講しない理由に「10万円が少ない」と回答した割合は1%程度。

② 通所手当：通所に必要な費用（上限は月42,500円）

- 職業訓練受講手当の支給を受ける者のうち、訓練施設への通所のため交通機関等を使用する者については、通所手当（1か月の定期代等）を支給している。
- 訓練受講者に対する調査によると、訓練を受講しない理由に「通所にも費用がかかるが、通所手当が出ないため」と回答した割合は2.3%程度。
- 通所手当の支給状況を見ると、通所に要する費用負担の状況は地域ごとに差が見られる（次頁表1）。
- 訓練受講希望者の中には、訓練期間中の交通費の負担が大きいという理由から訓練の受講を断念せざるを得ない者がおり、訓練受講を躊躇する要因となっている（次頁事例参照）。

③ 寄宿手当：寄宿に必要な費用（月10,700円）

- 職業訓練受講手当の支給を受ける者のうち、訓練を受講するために、同居の配偶者、子及び父母と別居して寄宿する者については、寄宿手当を支給している。
- 寄宿を利用するケースは少なく、利用実績は82件（※）、給付金全体の支給件数に占める割合は約0.1%程度と多くない。

（※）令和3年度の初回決定件数

【表1】

通所手当全国平均支給額 (令和3年度)
10,834円

支給額上位3県	
千葉	14,132
兵庫	13,688
神奈川	12,865

支給額下位3県	
山形	5,764
徳島	5,710
島根	5,390

他の都道府県の訓練実施機関への通学者が多い県において、通所に要する費用が高くなる傾向がある。

(参考) ・他県通学者の平均支給額 : 16,471円
 ・同一県内通学者の平均支給額 : 9,846円

【事例】

【交通費の負担が大きくなるケース】

- 希望する訓練の実施施設が県中心部や県外にあるなどの場合、居住地によっては公共交通機関の利用でも月数万円の負担が生じる。
- 地域によっては電車やバスの組み合わせ利用が必要となるほか、有料特急電車や高速バスなどの利用、自動車では有料道路などを利用する必要がある場合もある。
- 自動車を利用する場合は駐車場代が必要となるほか、ガソリン代の高騰による負担も大きい。

【交通費の負担が大きいため訓練受講を断念した例】

- 札幌市内の学校に通学する場合に交通費が4万円を超え、それ以外の市外のコースでも交通費が2万円を超える。期間が長い訓練だと負担が大きいため受講を断念。【北海道】
- 県南部の求職者の多くは、通常マイカーで移動。公共交通機関を利用しづらい地域の求職者が仙台市内での訓練を受講する場合、駐車料金が発生する(駐車料金が安い)ため、受講を断念するケースがある。【宮城県】
- 管轄内に訓練校が少なく、訓練機関の数が多い市街地に通所するためには公共交通機関でも月3万円程度かかるために受講を断念。【埼玉県】
- 館山市近辺に訓練施設がほとんどなく千葉市方面へ通所することになるが、交通費が月4万円以上かかるため受講を断念。【千葉県】
- 訓練実施機関が神戸市中央区に集中しており、三田市から通所するには月4万円程度の交通費がかかるために受講を断念。【兵庫県】
- 希望するコースが熊本市になく、管轄外や県外の訓練を受講する場合、JR利用や、ガソリン代、有料道路料等の負担が大きい(月3~4万円程度)ことから受講を断念。【熊本県】

訓練受講希望者の中には、交通費の負担が大きいためにより訓練受講を断念する者もいることから、**職業訓練受講手当の支給対象とならない者のうち、収入が一定額以下の者(※)について、新たに通所手当のみを支給すること**としてはどうか。

(※) 本人収入12万円以下、かつ世帯収入34万円以下

通所手当の上限額(42,500円)を踏まえ、本人及び世帯収入要件に40,000円を上乗せして設定。